



アラブ首長国連邦：
COVID-19 に対するドバイ国際金融センター
(DIFC)による実施措置
(2020年4月11日時点)

※ 本書は、2020年4月11日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本書はAfridi & Angell Legal Consultantsのチャールズ・ラウバック氏により執筆されたものを、和訳したものです(原典: http://afridi-angell.com/knowledge_detail.php?ids=446)。

以下は、2020年4月1日から2020年4月11日(土)午後6時までに、ドバイ国際金融センター(DIFC)により、実施・公表された主要な救済措置・施策をまとめたものである。

ドバイ金融庁(DFSA)が救済策を発表

2020年4月7日(火)、DFSAは、ストレスが多く不確実なこの時期に企業を支援するために、いくつかの救済措置を発表した。これらの措置は、DIFCに設立される新規企業と既存企業の双方を対象としている。

DIFCに設立される新規企業に対する規制上の救済措置には、以下のものがある。

- ・ 申請・認可プロセスを完了するための時間の猶予
- ・ 2020年の残期間における申請費用の50%引き下げと物件要件の柔軟化
- ・ 国内ファンドに関する2020年の残期間における登録手数料の免除

既存企業の規制緩和策には、次のものが含まれる。

- ・ 申告書及び報告書を提出するための期間の延長
- ・ 合理的な場合には、財務諸表及び報告書を提出するための追加期間(報告対象事業体を除く)
- ・ 代表者の義務履行における柔軟性
- ・ 代表者に関する申請費用の免除
- ・ 資本要件からの一時的な救済
- ・ 2020年の残期間に申請予定の権利放棄、修正の申請費用及び遅延費用の免除
- ・ DIFCにおける新たな中小企業発行体についての2020年の残期間の上場手数料の免除

さらに、DFSAは、政策協議期間や、事業体が新たな要件を満たさなければならない期間を延長することに合意した。

本公表の内容は[DFSAウェブサイト](#)で確認できる。

DIFC裁判所

DIFC裁判所の職員は、在宅による遠隔勤務を行っているが、裁判所は、業務を中断することなく、完全に運営されている。リモートアクセスは、e-Registry、e-Bundling及びe-Hearingsを含む裁判所の完全統合デジタル・イー・コート・プラットフォームを通じて、すべてのサービスについて利用可能である。

実務者及び裁判所の利用者は、すべての問い合わせについてe-Registryに電子メールを送信することを推奨される。また、e-Registryを通じて利用可能なe-Bundlingプラットフォームを利用することも奨励される。審理は、適宜、電話会議又はテレビ会議を通じて裁判官により遠隔的に行われる。

裁判所と登記所は、2020年4月26日まで(又は追加の通知で指定される日までの間)物理的に閉鎖されたままとなる。

DIFC遺言サービスセンター

2020年4月5日のプレスリリースにより、DIFC裁判所は、テレビ会議を通じた新たな遺言登録制度を整備したことを公表した。新しい制度は、遺言者と証人2人が、異なる場所からテレビ会議に参加することができる。また、このシステムにより、承認された遺言書をシステム上に直接アップロードし、電子的に署名することが可能になる。

予約する際に、遺言者は以下の書類をアップロードする必要がある。

1. 承認済みの遺言書草案
2. 遺言者のパスポート(該当する場合はエミレーツID)の写し
3. 証人のID(パスポート又はその他の形式のID。エミレーツIDを使用する場合は表裏)の写し
4. 日付及び署名のある後見人の陳述書(該当する場合)

登録する遺言書は、予約日の2営業日前までにアップロードする。遺言書は、遺言者・証人の署名欄を除き、一旦アップロードした後は、情報を追加することができないため、すべての情報を記入する必要がある。遺言書は、テレビ会議中に電子署名される。

すべての遺言登録は[予約ポータル](#)で予約できる。

DIFC事業活性化措置

DIFCは、2020年4月1日、ドバイ政府の経済活性プログラムに沿った新しい事業活性化措置(以下、「本措置」という)を発表した。本措置は、2020年4月1日に発効し、2020年6月30日までの3ヶ月間有効である。本措置に含まれる救済措置には、以下のものがある。

- ・ すべての賃料の支払いは、6ヶ月分割払いとなり、3ヶ月延期される。
- ・ 2020年4月1日から2020年6月30日までの3ヶ月間に「設立/登録申請書」を提出する新規事業体の年間ライセンス料が免除される。
- ・ 2020年4月1日から2020年6月30日までの3ヶ月間に更新期限が到来するすべてのDIFC登録事業体のライセンス更新料は、総額の10%割引となる。データ保護費用及びDFSA費用(該当する場合は、減額対象に含まれない。
- ・ 2020年4月1日から2020年6月30日までの期間内に行われるDIFC管轄区域内の不動産(又はその一部)の売却について、当該3ヶ月の期間の満了後30日以内にDIFC不動産登録機関に移転登録がなされる場合、不動産保有権(freehold)の移転費用が、5%から4%に引き下げられる。

DIFCの事業活性化措置の詳細及びFAQのリストは、[DIFCウェブサイト](#)で確認することができる。

